

社会福祉法第2条第3項第8号に規定する宿泊所事業を行う施設の設備及び運営に係るガイドライン

千葉県健康福祉部

1 目的

生計困難者のために、無料又は低額な料金で宿泊所（社会福祉法第2条第3項第8号に規定する宿泊所）を利用させる事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）に係るガイドラインを定め、当該事業の適正な運営を確保し、もって当該事業の利用者の利益の保護を図ることを目的とする。

2 届出事項等

事業の実施者は、社会福祉法第68条の2第1項による届出については、「住居の用に供するための施設を設置する第二種社会福祉事業開始届」〔無料低額宿泊所〕（別紙様式1）に次の書類を添付すること。

- (1) 事業の実施者が任意団体の場合は、定款、その他の基本約款に代えて、設立趣意書、規約等当該団体の理念を示すものを添付すること。また、個人の場合は、事業実施の理念、目的等を示すものを添付すること。
- (2) 無料低額宿泊事業者運営申告書（別紙様式2）（以下「申告書」という。）

事業の開始に当たって、自立支援策、利用者の転居予定先等を記載して、県及び市町村に提出すること。申告書の提出を受けた市町村は、「無料低額宿泊事業に関する意見書」（別紙様式3）を県に提出すること。

また、事業開始以後であっても、県は、事業における自立支援の確保のために必要があると認めたときは、事業者に対し、申告書の県及び市町村への提出を求めることができる。

- (3) 地域住民の理解を得るために行った措置の内容（方法、実施年月日、相手方、結果等）を記載した書面

3 設備及び運営基準

- (1) 開設に当たっては、当該市町村における生計困難者数の実情を考慮した規模とすること。
- (2) 入居募集に当たっては、提供する福祉サービス（宿泊所を利用させること）の内容について、十分に情報提供すること。（社会福祉法第75条関係）
- (3) 貸借対照表及び損益計算書など収支の状況を毎会計年度終了後3月以内に県へ提出すること。
- (4) 県は事業者に対し、利用者ごとの自立支援等指導連絡簿を備えさせ、提出を求めることができる。

4 その他

- (1) 利用者を施設のある市町村外から連れてこないこと。やむを得ず市町村外から連れてくるときは、関係福祉事務所（町村にあっては、町村の福祉部局を含む。）と協議すること。
- (2) 施設を開設しようとするときは、県に対し事前相談を行うこと。
- (3) 施設開設前に、施設の所在地の市町村と利用の方法等について協議すること。また、施設設置について近隣住民の理解を得るように努めること。

(4) 社会福祉法第 70 条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をしたとき、検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき又は不当に営利を図り、又は利用者の処遇において不当な行為をしたときは、社会福祉事業の経営の制限又は停止を命じられる場合があること。(社会福祉法第 7 2 条第 1 項関係)

また、届出が行われていない無料低額宿泊所についても、不当に営利を図り、又は利用者の処遇につき不当な行為をしたときは、社会福祉事業の経営の制限又は停止を命じられる場合があること。(社会福祉法第 7 2 条第 3 項関係)

また、次に掲げる場合には、不当な営利を図り、又は不当な行為をし、適正な運営ができなくなったものとして、社会福祉事業の経営の制限又は停止を命じられる場合があること。

① 居室の利用及びそれ以外のサービスの利用を強要し、又はあいまいな名目による不適切な金銭の支払いを求めているとき

② 居室の利用以外のサービスに係る費用の契約を締結しないことにより退去を求めているとき

③ その他利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき

なお、当該命令に違反して宿泊所を経営し続けた場合には、刑事罰として 6 月以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処せられるものであること。(社会福祉法第 1 3 1 条関係)

(5) 利用者で組織される自治会等が利用者から費用を徴収し、施設内で利用者に食事等の提供を行っている場合は、その自治会等に収支報告書等の提出を求め、収支状況を把握するよう努めること。

(6) 生活保護の対象となる利用者及び申請手続中の利用者の処遇について、福祉事務所の指示があるときは、これに従うこと。

附則 このガイドラインは、平成 1 5 年 1 0 月 1 日から適用する。

附則 このガイドラインは、平成 1 7 年 4 月 1 日から適用する。

附則 このガイドラインは、平成 2 7 年 1 2 月 1 日から適用する。

附則 このガイドラインは、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。なお、令和 2 年 3 月 3 1 日までに、改正前の社会福祉法第 6 9 条第 1 項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所については、2 は適用しない。

附則 このガイドラインは、令和 3 年 5 月 7 日から適用する。

別紙様式 1

住居の用に供するための施設を設置する第二種社会福祉事業開始届
[無料低額宿泊所]

年 月 日

千葉県知事

様

住 所
氏 名

〔法人にあつては、名称、主たる事
務所の所在地及び代表者の氏名〕

住居の用に供するための施設を設置する第二種社会福祉事業を開始したいので、社会福祉法第68条の2第1項（第2項）の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1. 施設の名称

フリガナ				
施設の名称				
施設の所在地		〒 - ビルの名称等		
連絡先	電話番号		FAX 番号	
	Email			

2. 施設の種類

社会福祉法第2条第3項第8号に規定する事業（無料低額宿泊所）

3. 設置者の氏名又は名称

法人等の名称				
代表者	職名		氏名	

4. 設置者の住所

主たる事務所の所在地		〒 - ビルの名称等		
連絡先	電話番号		FAX 番号	
	Email			

5. 建物その他の設備の規模及び構造

利用定員	名	
構造	造 階建 (うち、当該施設として使用する部分 階部分の 全 部 ・ 一部)	
敷地面積	m^2	
総床面積	m^2 (内、当該施設に使用する部分：専用 m^2 、共用 m^2)	
建築年月日	年 月竣工	
当該事業に使用 する設備の有無 (有する設備 に☑)	☐ 居室（詳細は別添２－１のとおり） ☐ 炊事設備 ☐ 洗面所 ☐ 便所 ☐ 浴室 ☐ 洗濯室又は洗濯場 ☐ 共用室 ☐ 相談室 ☐ 食堂 ☐ その他（ ）	
土地及び建物の使用に関する権利	別添２－２のとおり	

6. 事業開始の年月日

年	月	日
---	---	---

7. 施設の管理者および実務を担当する幹部職員の氏名

施設の管理者（施設長）	職名	氏名
幹部職員 （施設長とは別に幹部職員を配置する場合のみ記載する）	職名	氏名

8. 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

運営の方針	
処遇に関するこ と	添付書類 6 のとおり
運営規程等	添付書類 7～10 のとおり

添付書類

- 1 設置者の履歴書及び財産目録その他の資産状況を証明する書類
- ・別添 1－1 届出時における法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - ・別添 1－2 届出年度前 3 年度分の事業報告・決算書類
 - ・別添 1－3 届出時における役員等名簿
 - ・別添 1－4 代表者誓約書
- 2 建物の平面図（各部屋の広さや長さが分かる図面）

- ・別添２－１ 居室面積・使用料（家賃）一覧
 - ・別添２－２ 登記簿謄本、借地契約書、建物質貸借契約書等
（土地・建物の権利関係を明らかにすることができる書類）
 - ・別添２－３ 配置図（建物の配置や敷地との位置関係が分かる図面）
- ３ 条例、定款その他の基本約款
 - ４ 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の履歴書
 - ・別添４－１ 施設の管理者（施設長）の資格証、研修修了証、実務経験証明書
 - ５ 収支予算書（当該事業の収支を明示すること）
 - ６ 入居者に対する処遇に関する項目
 - ７ 運営規程
 - ８ 金銭管理規程 ※金銭管理を実施する場合のみ
 - ９ 事業開始時における契約書（居室利用・サービス利用）・重要事項説明書
 - １０ 事業開始時における契約書（金銭管理） ※金銭管理を実施する場合のみ
 - １１ 建築基準法関係規定の対応状況が確認できるもの
（建築確認済証、検査済証、建築基準担当部署の直近の指導状況など）
 - １２ 消防法関係規定の対応状況が確認できるもの
（直近の消防用設備等点検結果報告書、消防法関係の各種届出書、消防担当部署の直近の指導状況など）

無料低額宿泊事業者運営申告書

- 1 事業者の名称（氏名）、所在地（住所）及び連絡先
- 2 施設について
 - （１）施設の名称及び所在地、定員
 - （２）施設長の氏名及び経歴
- 3 事業を行う市町村における、ホームレス等生計困難者の推定人数及びその根拠
- 4 利用者に対する自立支援の方法
 - （１）自立支援の具体的方法
 - （２）自立支援の責任者の氏名及び経歴
 - （３）利用者の就労支援の協力企業等
（企業等の名称、業種、想定される業務、事業所の所在地及び電話番号を記載）
- 5 1年経過後の利用者の転居先となる住宅
- 6 収支予算の算定根拠
 - （１）職員人件費（職員ごとに氏名、業務、勤務時間、給与月額を記載）
 - （２）職員以外の者（団体の役員等）に報酬又は給与を支払う場合、支給対象者、支給額及び当該支給対象者に支払う理由（個人経営の場合は、事業者自身について記載すること）
 - （３）地域における同種の部屋の賃貸価格帯及びその調査方法（調査先等を具体的に記載）
 - （４）建物の賃借料を支払う場合、その額及び算定根拠

別紙様式 3

無料低額宿泊事業に関する意見書

年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

社会福祉法第 2 条第 3 項第 8 号に規定する無料低額宿泊事業の開始に関して、下記のとおり意見書を提出します。

- | | |
|---|---|
| 1 | 事業の概要
・ 事業者名
・ 事業地
・ 事業開始時期
・ 施設の概要（構造等）
・ 施設の定員 |
| 2 | 当該施設で自立支援ができる可能性についての所見（施設周辺での就労先の有無等） |
| 3 | 施設周辺の住宅事情（利用者の退去後の住居となる住宅の有無等） |
| 4 | 周辺住民の理解（住民説明会の日時及び場所、住民の意見等） |
| 5 | 市町村のホームレス対策の現状及び今後の取組み |
| 6 | 上記を踏まえた市町村長の意見 |